

障がい者差別に関する相談について

1 相談件数

3件（不当な差別的取扱い関係：0件、合理的配慮の不提供関係：3件）

2 相談内容

(1) 合理的配慮の不提供関係

相談1 障害のある方の投票所における投票方法

【相談者】

- 障がい当事者

【障害種別】

- 身体障害、知的障害

【概要】

- 相談者は、障害のある方の投票所における投票方法についての勉強会に参加をした。
- 相談者は、自身の障害特性に合った投票方法について、選挙管理委員会へ口頭で相談を行った。
- その投票方法について工夫が必要ではないか指摘があった。
- 今後の投票のために相談者の障害特性に合った投票方法について、障害福祉課へ相談した。

【要因分析】

- 法令上の問題のない投票方法、相談者の障がい者特性にあった投票方法について、双方の認識に行き違いがあった。

【市の対応】

- 選挙管理委員会は、自ら候補者の氏名を記載することができない場合、投票管理者に申し出ることによって代理投票制度を利用できることを説明した。

- 相談者から申し出て受けた投票方法について、選挙管理委員会、投票所の投票管理者、障害福祉課で協議し、法令上の問題が生じないことを確認した。その上で、投票所の現場判断で投票の可否について判断することとした。
- 選挙当日、相談者は代理投票の利用を投票管理者に申し出て、自身の障害特性に合った投票方法で投票を行うことができた。

相談2 市内イベントの募集について

【相談者】

- 障がい当事者団体

【障害種別】

- 身体障害 知的障害 ほか

【概要】

- 市内イベントのステージパフォーマンスの公募に障がい者団体が応募した。主催者側へ「車いすでの出演のため、舞台の高さの確認ステージへの出退場の時間への配慮について問合せをした。この問合せについて、主催者側からメールで回答はあったが、メール確認が団体側でできず、電話で問合せを数回行ったが、電話が繋がらなかった。問合せの確認ができないまま、応募締切の前日に申込みをした。
応募締切当日、主催者側からイベントの趣旨とパフォーマンス内容が合わないという理由から出演の断りのメールが届いた。

【要因分析】

- イベント出演に向けてのやり取りの中で行き違いがあった。
- 行き違いが生じた原因として、建設的な対話が不足していた。

【市の対応】

- 市は、主催者側に状況確認を行った。ステージパフォーマンスの審査について、パフォーマンス内容の確認など事務局として審査をする手順が不足していたこと、また、イベント出演に向けてのやり取りの中で行き違いがあったことが分かり、障がい者団体・主催者側・市の3者で話し合いの場を持ち、主催者側で対応の見直しを行い、出演が可能となった。

相談3 市内施設内の点字ブロック敷設

【相談者】

- 障がい当事者

【障害種別】

- 視覚障害

【概要】

- 市内施設内の点字ブロックの設置（道路から店舗入り口ほか）
- 市内施設内の屋外展示ブロック 舗装部分の劣化により点字ブロックを敷設している舗装が歪み雨天時に水たまりができる。

【要因分析】

- 点字ブロックの敷設状況が、視覚障がいの方の利便性等に合っていない。

【市の対応】

- 当事者、施設管理者、市の3者で現場確認を実施。現在、施設管理者にて検討中。